

## 第9章 実施に当たって配慮すべき事項

### 9-1 情報の公開

本事業で得られた各種調査データや事業の実施内容等については、情報の公開と説明を十分に行い、透明性を保つようにします。調査データは、電子化に務めるとともに、各種の研究や取り組みに活用できるように情報提供に努めます。

### 9-2 他の取り組みとの関係

湿原と隣接した農用地で行われる緩衝帯の設置との連携を保ち、湿原の再生を効果的に進められるように努めます。

### 9-3 計画の見直し

本計画は、実施者が必要に応じて見直しを行います。

